



事務局長規程

平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、会務の円滑な運営を期するため、事務局長の就業および採用・任命に関する事項を定めることを目的とする。

(事務局長の定義)

第 2 条 本規程でいう事務局長とは、「事務局規程」(2001)で定める事務局の統括を職務とするものをいう。

(法令との関係)

第 3 条 法令の就業に関する条項の中で、この規程に定めのない事項およびこの規則が法令と抵触する場合、原則として法令の定めにしたがう。

第 2 章 服務規律

(服務規律)

第 4 条 事務局長は本会の目的をよく認識し、理事会の決定にしたがい、秩序正しく責任ある言動をもって、その職務を遂行しなければならない。

2 事務局長は、次の事項を守らなければならない。

(1) 本会の名誉を汚し、本会に不利益を及ぼす行為をしないこと。

(2) 本会以外の業務(兼業)に従事する場合には、理事会に届け出なければならない。兼業に関するガイドラインは別途定める。

(3) 業務にて知りえた情報は、離職後といえども漏らさないこと。

3 本規定で特に記載のない事項については、「事務局職員就業規則(規程)(2002)」で定められた規定にしたがうものとする。

第 3 章 採用と任命

(採用の種類)

第 5 条 事務局長の採用手続は、公募による方法とする。

(公募による採用)

第 6 条 公募による採用は、書類選考および面接により総務財務委員会が実施し、理事会で決定する。

(事務局長候補の資格)

第7条 事務局長の任期は2年とする。再任は妨げない。

2 再任時を含めて、事務局長に就任する時点での年齢は68歳未満とする。

3 事務局長候補者は、原子力学会役員（理事または監事）、部会、連絡会等の会長・幹事、事務局職員の経験を有することが望ましい。

（事務局長の選任）

第8条 事務局長の選任および再任用は総務財務委員会で推薦し、理事会で決定する。

第4章 改定等

（改定）

第9条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定するものとする。

附則

1 平成25年3月22日 第7回理事会制定，同日施行

2 改定履歴

① 平成25年11月26日 第4回理事会承認

② 規約を規程に変更 平成28年2月18日 第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日 第7回理事会承認

附則

1 平成25年11月26日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

2 平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。